

小牧市広告掲載要綱

〔平成20年9月2日
20小財第541号〕

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の資産等 市有資産及び市が実施する事業において使用するもの（市有資産を除く。）をいう。
- (2) 広告媒体 市の資産等のうち、広告の媒体になり得るもので市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基本方針)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であり、その広告の内容及び表現は、市の資産等を広告の媒体とすることにふさわしい信頼性を持つものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張が含まれているもの
- (6) 個人の名刺広告になり得るもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不安・不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員の利益になるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 次に掲げる業種のもの又は事業者によるもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びこれに類似の業種
 - イ 消費者金融業
 - ウ たばこの製造業
 - エ ギャンブルに係る業種
 - オ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設の事業者
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者

- キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ク 社会問題を起こしている業種及び事業者
- ケ 市町村税を滞納している事業者

(11) その他広告掲載する広告又は業種若しくは事業者として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。
(広告の規格等)

第5条 広告に係る規格、掲載位置、枠数、掲載期間、作成方法、掲載料等は、広告媒体の使用目的を妨げない範囲内で、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(小牧市広告審査委員会)

第6条 広告掲載の可否等を審査するため、小牧市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部次長
- (3) 秘書政策課長
- (4) 総務課長
- (5) 契約検査課長
- (6) 財政課長
- (7) 商工振興課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ総務部長及び総務部次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、新たな広告掲載を始めようとするとき、又は掲載する広告の可否について疑義が生じた場合等において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないと認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(審査結果等の報告)

第8条 委員長は、前条の規定により審査を行った場合は、速やかに当該審査

の経過及び結果を市長に報告しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、委員会付議案件にあっては前条に規定する委員会の審査結果の報告を受けた後、その他の案件にあっては広告掲載の申込受付後、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告主の責任)

第10条 前条の決定により広告掲載をすることとなった者（以下「広告主」という。）は、掲載する広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関する第三者に損害を与えた場合（市の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、第9条の規定により広告が第4条各号に該当することが判明したときは、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

2 改正後の小牧市広告掲載要綱の規定は、平成23年3月11日以後に募集を行う広告掲載について適用し、同日前に募集を行った広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 改正後の小牧市広告掲載要綱の規定は、平成24年7月1日以後に募集を行う広告掲載について適用し、同日前に募集を行った広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。